

休眠預金等活用法に係る追加規定

1. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

(1)この預金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①当行ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日

②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。

ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。

④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2)第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

②法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと
当該支払停止が解除された日

③この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと
当該手続が終了した日

④法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）
当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

⑤同一の複合通帳に記帳された他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと
他の預金に係る最終異動日

2. 休眠預金等代替金に関する取扱い

(1)この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2)前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者等は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3)預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入

金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと

②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと
(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)

③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと

④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

(4)当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

①当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

②この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

(5)本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解約をした場合であっても存続するものとします。

この「休眠預金等活用法に係る追加規定」は以下規定の対象取引に適用されます。

「当座勘定規定」「普通預金共通規定」「通知預金規定」「定期預金共通規定」「定期積金共通規定」

以 上



2025 年 6 月 30 日現在